情報・システム研究機構情報公開等委員会規程

（平成１６年９月３０日制定）

最近改正　平成３０年３月６日

（趣旨）

第１条　この規程は，情報・システム研究機構本部各種委員会規程（以下「各種委員会規程」という。）第３条に基づき，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に置く情報・システム研究機構情報公開等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める
ものとする。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　情報公開の実施に関すること（広報委員会の所掌に係るものは除く。）

二　法人文書の開示決定等に関すること

三　法人文書の開示実施手数料の減額又は免除に関すること

四　情報公開に係る異議申立てに関すること

五　情報公開に係る訴訟に関すること

六　法人文書の管理に関すること

七　保有個人情報の管理に係る事項に関すること

八　保有個人情報の開示及び訂正等に関すること

九　独立行政法人等非識別加工情報の提供に関すること

十　その他情報公開及び個人情報保護に関すること

（組織）

第３条　委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　理事のうち機構長が指名した者　１名

二　各研究所の情報公開等委員会等の委員のうちから機構長が指名した者　４名

三　事務局長

四　本部事務部総務課長

五　その他機構長が必要と認めた者

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き，第３条第１号の委員をもって充てる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は，本部事務部総務課において処理する。

附　則

この規程は，平成１６年９月３０日から施行し，平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成１７年３月８日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年２月６日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。